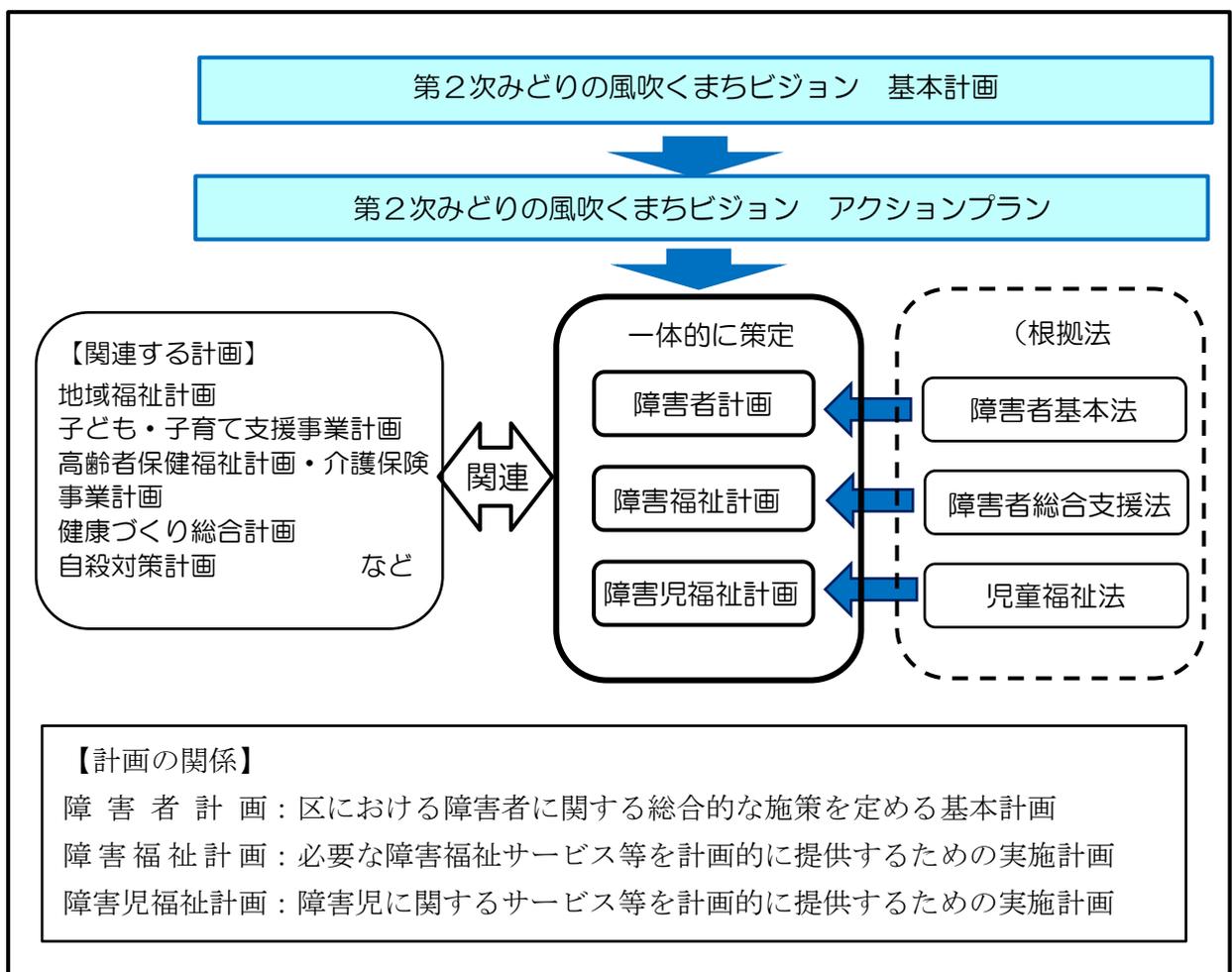


次期練馬区障害者計画・第六期障害福祉計画
・第二期障害児福祉計画の策定方法について

1 計画の位置づけ・構成

- (1) 「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の障害者福祉分野の個別計画
- (2) 障害者計画（障害者基本法第11条第3項）、障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）、障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項）を一体的に策定
- (3) 国の障害者基本計画、東京都障害者計画および計画策定に係る国の基本指針等を踏まえ策定

【構成】



2 計画期間

- (1) 障害者計画
令和3年度～令和8年度（6年間）
- (2) 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画
令和3年度～令和5年度（3年間）

3 策定方法等

(1) 区民ニーズ等の把握

- ① 障害者基礎調査の実施（令和元年度）
- ② 団体ヒアリングの実施（令和2年度）
- ③ パブリックコメント、素案説明会（区内4か所）の実施（令和2年度）

(2) 障害者計画懇談会による検討（令和元・2年度）

開催回数 令和元年度：2回（策定方法、障害者基礎調査等の検討）

令和2年度：4回（次期計画の内容等の検討、懇談会意見書）

(3) 障害者地域自立支援協議会

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、計画策定について意見聴取を行う。

(4) 庁内検討（令和元・2年度）

障害者計画検討委員会による検討

4 策定スケジュール

